川西市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針

第1 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第9条第1項の規定に基づき、兵庫県が定めた兵庫県公共建築物等木材利用促進方針に即して、川西市における木造化・木質化等を促進するため、「川西市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針」(以下「本方針」という。)を下記のとおり定める。

第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義と効果

森林は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等において重要な役割を担っており、適正な整備及び保全を図ることにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが重要である。しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業活動は停滞し、森林の有する機能の低下が懸念される状況となっている。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、加えて近年、建築物における木材の利用について、新たな可能性も拡がりつつある。

このようなことから、市の公共建築物の整備において木材の利用を促進することは、 市民に健康的で温もりのある快適な空間を提供することや、森林の有する機能を持続 的に発揮させることへの効果が期待されるものである。

2 市が整備する公共建築物における木材利用の促進

市は、市が行う公共建築物の整備において、建築物の用途やコスト、法令の制限や機能性等の制約、木材の利用による付加価値や効果等を考慮のうえ、総合的に判断して、可能な限り兵庫県産の木材の利用に努めるものとし、兵庫県産木材の利用が困難な場合は、原則として国産木材を利用するものとする。

3 市以外の者が整備する公共建築物における木材利用の促進

市以外の者が整備する公共建築物については、広く市民に利用され、文化・福祉の 向上に資するなど公共性の高い学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育 施設、公共交通機関の旅客施設の建築物を整備する事業者を中心に、木材の利用につ いて協力を呼びかけ、連携を図るものとする。

第3 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

市が整備する公共建築物においては、法令や機能等の制限により木材の利用が困難な

ものを除き、以下のとおり木材の利用を促進するものとする。

また、多くの市民が木材の持つ優れた特性や木材利用の意義を知ることができるよう PRに努め、木材利用の促進を図るものとする。

- 1 木材の利用に当たっては、その付加価値や効果等が特に高いと考えられる、内装の 木質化を中心に促進するものとする。
- 2 内装の木質化に当たっては、学校の教室や、幼稚園及び保育所の保育室、福祉施設 等を中心に促進するものとする。
- 3 木質化を図る部材については、床、内部建具等を中心に検討するものとする。
- 4 本方針により利用する木材製品のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に規定する特定調達品目に該当するものは、原則として国の定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された「判断の基準」を満たすものとする。

第4 その他市の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

公共建築物の木材利用を推進するためには、市域にとどまらない広域的な視点にたった木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況など木造化・木質化に関する情報共有が必要なことから、兵庫県・他市町との連携を図りながら木材利用の促進を図るものとする。

附則

この方針は、令和元年7月23日から施行する。